

|  |
| --- |
| 令和６年度採用尼崎市会計年度任用職員　募集案内 |

**●　会計年度任用職員とは**

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は１年（４月１日～翌３月３１日）以内（※１）と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定（※２）が様々適用されます。

|  |
| --- |
| ※１　翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。ただし、本市の下記「非常勤行政事務員」については、公募によらない再度の任用は、同一の者について原則として連続２回を限度としており、その後の任用に向けては改めて採用試験を受けていただくこととなります。  ※２　服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。 |

**●　会計年度任用職員の募集**

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| **尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集**  **～生活保護関連業務に主に従事する職員～**  **健康管理支援員**  **１　応募受付期間**   1. 期間　　随時募集 2. 備考　　郵送のみで受付   **２　応募条件**   1. 次の要件を満たしていること。   次のア、イの条件をすべて満たす者  ただし、合格（内定）した場合で、内定月末日までに資格を証明できる書類の提  出がなければ、合格（内定）を取り消す。  　　ア　保健師免許を有する者。  　　イ　WORDやEXCELでの基本的な操作ができること  可。　(2) 地方公務員法第１６条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない。   |  | | --- | | (ｱ)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  (ｲ)尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者  (ｳ)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者  (ｴ)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |   **３　応募方法**  　　必要書類（各１部）を下記住所へ郵送して下さい。  　　なお、随時募集のため、毎月15日前後に締め切ります。15日前後に応募する際は、電話で事前にお問い合わせください。  ア　尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書  イ　【資格確認のために必要な書類】  保健師免許の資格が確認できる書類  **４　採用予定日**  　　試験実施日の原則、翌月１日（任用予定日は調整します。）  **５　採用予定人数**  １名  **６　勤務条件**   1. 任期   試験実施日の原則、翌月１日～令和７年３月３１日  　　 再度の任用については、会計年度任用職員人事給与事務要覧（非常勤行政事務員用）に準ずる。   1. 条件付採用期間   　　　採用日から１ヶ月間（勤務日数が少ないときなどは１ヶ月を超える場合あり）   1. 勤務場所   尼崎市南部保健福祉センター（出屋敷リベル）   1. 職務内容   頻回、重複受診等を行うなど自分自身では健康を管理できない生活保護受給者に保  　　健指導を行い、健康上の自立阻害要因の解消を図るなど、保健指導の観点から生活  保護受給者の自立助長を促進するために必要とされる業務全般を行う。  また、所属長等が必要と認める業務とする。   1. 勤務時間   ア　始業時刻　　午前９時  　　　イ　終業時刻　　午後４時  　　　ウ　休憩時間　　正午から午後１時まで  　　　エ　勤務を要しない日等  　　　　 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始  （１２月２９日～翌１月３日）  　　　オ　その他　　 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり   1. 休暇等   年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり   1. 給与等   　　　ア　報酬月額　　 １６８，７４０円～１８６，５６０円（令和６年度）  ※年齢や年度により額が異なる給与体系となっています。  　　　イ　期末・勤勉手当　６月及び１２月に支給（予定）  年間最大4.5月（令和６年度の予定月数）  ウ　通勤代 　 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2㎞以  上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道１㎞以上の場  合支給あり   1. 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険   　　　適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）  ※　適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうか  を自ら選択することはできません。）   1. 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償   　　 労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり   1. 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況   敷地内禁煙   1. その他   勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱、要覧、その他の定めなどを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。  **７　採用試験**   1. 試験日時・場所・内容   申込書など受付後に別途調整します。  尼崎市南部保健福祉センター　会議室   1. 持参品　　　 受験票・えんぴつ・黒のボールペン・消しゴム 2. 試験内容　 筆記試験（小論文）及び面接試験   (4)結果発表　　内定者のみ電話で連絡し、その後郵送で通知する。不合格者につい  は郵送する。 (予定)  ※合格者には健康診断を受診していただく予定です。  **８　留意事項**   1. 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。 2. 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、   採用事務以外の目的で利用することはありません。   1. 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資   格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判  明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後に  そうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。  **９　問い合わせ先（応募受付先）**  　　尼崎市 福祉局 南部保健福祉センター南部保健福祉管理課  〒６６０－０８７６　　尼崎市竹谷町２丁目１８３番地  　　　　　　　　　　　　出屋敷リベル５階  ℡　　（０６）６４１５－６１９６　　fax　　（０６）６４３０－６８０１  <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/bosyu/1019436/index.html> |

|  |
| --- |
| ※　上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。  【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】  （トップページ ＞ 市政情報 ＞ 職員募集 ＞ 会計年度任用職員募集） |